



ふれあいネットワーク

# 北九州市社協だより

発行 社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

令和8年  
6/1号

## 権利擁護・市民後見センター「らいと」

日常生活上の判断に不安のある方(認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方)が地域で安心して生活できるように、地域福祉権利擁護事業と法人後見事業でお手伝いいたします。

- 場 所: ウェルとばた3階
- 相談時間: 月～金曜日 8:30～17:00(祝祭日・年末年始を除く)
- 電 話: 093-882-4914

相談は無料  
電話・来所  
どちらでも可能です

### 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

高齢者や障害者の福祉サービス等の利用及び生活に関わることや、日常的な金銭管理等に関する相談を受け付けています。

#### 金銭管理サービス

日常的な金銭管理が難しい方に  
金銭に関わるもののお手伝いをします。

##### 【具体的な内容】

- ・日常的に必要な預貯金の出し入れと  
本人への現金の受け渡し
- ・公共料金、家賃等の支払い など

#### 生活支援サービス

地域で自立し、安定した生活ができるように  
支援します。

##### 【具体的な内容】

- ・福祉サービス等の利用状況の確認
- ・定期訪問による見守り(声掛け、安否確認)  
など

#### 財産保管サービス

大切な通帳・証書等をお預かりし、  
金融機関の貸金庫を利用して確実に保管します。

##### 【お預かりできるもの】

- ・定期性預貯金証書
- ・有価証券(株券、債券等) など

※利用料は年額 3,000 円

※利用は月4回まで/利用料は1回 1,000 円



### 法人後見事業

権利擁護・市民後見センターを運営している社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」に選任され、本人の支援を行います。



市社協だよりは、  
市社協公式 LINE にて月 2 回配信中!!  
HP やインスタ、YouTube もチェック!

